

鳴門教育大学副学長規則

平成22年 3 月24日

規則第 4 号

改正 平成24年 3 月14日規則第 1 号
平成26年 1 月 8 日規則第 1 号
平成27年 3 月11日規則第 8 号
平成28年 2 月10日規則第 2 号
令和 2 年 3 月19日規則第 9 号
令和 3 年 3 月10日規則第 9 号
令和 4 年 3 月 9 日規則第13号
令和 6 年 1 月10日規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第24条第4項の規定に基づき、鳴門教育大学副学長（以下「副学長」という。）の職務、選考及び任期等について定める。

(職務)

第2条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長は、次のとおり職務を分掌する。

- (1) 研究・入試担当
- (2) 教育・改革担当
- (3) 地域連携担当
- (4) 総務・財務担当
- (5) 学生支援担当
- (6) 附属学校担当
- (7) 国際交流担当
- (8) 評価担当
- (9) 特命担当

3 前項第1号の副学長は、附属図書館長を兼務する。

4 前項第6号の副学長は、附属学校部長を兼務する。

(選考)

第3条 副学長の選考は、学長が行う。

2 副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学の教育研究及び教育行政に関し識見を有する者とする。

3 副学長は、理事、事務局長及び教授のうちから選考する。ただし、学長が特に必要と認める場合は、本学職員以外の者から選考することができるものとする。

(選考の時期)

第4条 学長は、その職に就任したとき、又は次の各号の一に該当する場合に副学長の選考を行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。

- (2) 副学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副学長が欠員となったとき。
- 2 前項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに選考を行うものとする。
- 3 学長は、第1項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは第2条第2項第9号の職務を担当する副学長を指名する。

(任期)

第5条 副学長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該副学長を指名した学長の任期の末日を超えることはできないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該副学長の定年退職日、雇用期間又は契約期間の末日を超えることはできないものとする。
- 4 副学長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、第1項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 5 学長が任期途中で離職した場合は、次期学長就任日の前日をもってその任を解くものとする。

(細則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学副理事規則（平成22年規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 鳴門教育大学附属学校部長選考規則（平成16年規則第19号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。